

## 久喜市指定ごみ袋の規格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（令和6年久喜市規則第1号）第15条に規定する指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）及びこれを収納する袋の規格及び製造の承認等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋等の規格)

第2条 指定ごみ袋の規格は、別表第1のとおりとする。

2 指定ごみ袋を収納する袋（以下「収納袋」という。）の規格は、別表第2のとおりとする。

(指定ごみ袋等の製造承認申請)

第3条 指定ごみ袋及び収納袋（以下「指定ごみ袋等」という。）を製造しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に指定ごみ袋等製造承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 申請者の定款及び履歴事項全部証明書（申請者が個人の場合にあっては、履歴書、住民票の写し及び職務経歴書）
- (2) 指定ごみ袋等の流通経路及び販売（予定）店一覧表
- (3) 指定ごみ袋の寸法及び引張強度について第三者機関が検査し発行した検査結果報告書
- (4) 指定ごみ袋等の見本品
- (5) 指定ごみ袋等に使用する印刷塗料の成分を記録した書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号及び第3号に規定する証明書等は、発行日から3か月以内のものでなければならない。

(製造承認の決定等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定ごみ袋等の製造の承認の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認又は不承認の決定をしたときは、指定ごみ袋等製造承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する製造の承認の有効期限は、承認の決定日から3年以内の市長が指定する日とする。

(承認内容の変更)

第5条 前条第2項の規定による製造の承認決定の通知を受けた者（以下「製造者」という。）は、承認された内容に変更が生じたときは、市長に指定ごみ袋等製造変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）に変更内容が確認できる書類等を添付して、提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認内容の変更の可否について決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認内容の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、指定ごみ袋等製造変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により製造者に通知するものとする。

4 前項に規定する製造変更の承認の有効期限は、第4条第3項の規定にかかわらず、製造変更の承認の決定日から3年以内の市長が指定する日とする。

(指定ごみ袋等の検査等)

第6条 市長は、指定ごみ袋等について、検査又は調査を行い、必要があると認めるときは、製造者に対し報告を求めることができる。

(改善等の指示)

第7条 市長は、製造又は販売された指定ごみ袋等が、第2条に規定する規格に適合しないと認めるときは、当該指定ごみ袋等の製造者に対し、改善等を指示

するものとする。

(製造承認の取消し)

第8条 市長は、製造者が虚偽の申請をしたと判明したとき、又は第6条に規定する報告の求め及び前条に規定する改善等の指示に従わないときは、指定ごみ袋等の製造の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定ごみ袋等の製造の承認を取り消したときは、指定ごみ袋等製造承認取消通知書（様式第5号）により当該製造者に通知するものとする。

(指定ごみ袋等の製造中止)

第9条 製造者が承認を受けた指定ごみ袋等の製造を中止しようとするときは、指定ごみ袋等製造中止届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(製造者等の責務)

第10条 製造者は、指定ごみ袋等の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行えるよう努め、指定ごみ袋の普及と市民の購入の利便を図らなければならない。

2 製造者（第8条第1項の規定により指定ごみ袋等の製造の承認を取り消されたものを含む。）は、既に製造又は販売した指定ごみ袋等について、回収すべき事由が発生したときは、速やかに市長に報告を行うとともに、市長の指示に従い回収しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、久喜宮代衛生組合指定ごみ袋に関する要綱（平成23

年久喜宮代衛生組合告示第46号)に基づき既に製造されている指定ごみ袋は、引き続き使用することができる。

(準備行為)

- 3 指定ごみ袋等の製造の承認等に関し必要な行為は、この告示の施行の前においても、第3条から第9条までの規定の例により行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

項目	規格
材質	燃やせるごみ用 高密度ポリエチレン 燃やせないごみ用 低密度ポリエチレン ※バイオプラスチック等の配合を可能とする
袋の色	燃やせるごみ用 無色半透明 燃やせないごみ用 無色透明
印刷方法 (燃やせるごみ用、燃やせないごみ用共通)	片面印刷
表示色	燃やせるごみ用 緑色 (DIC株式会社DIC-F191と同等色) 燃やせないごみ用 赤色 (DIC株式会社DIC-157と同等色) ※カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないこと

<p>構造及び形状 (燃やせるごみ用、燃やせないごみ用共通)</p>	<p>U型袋 (ガゼットU型ペロ付) ※日本産業規格Z 1 7 1 1 : 1 9 9 4に準拠するもの</p>	
<p>サイズ及び厚さ (燃やせるごみ用、燃やせないごみ用共通)  ※日本産業規格Z 1 7 1 1 : 1 9 9 4に準拠すること</p>	<p>容量10リットル  容量20リットル  容量30リットル  容量45リットル</p>	<p>縦440mm、横350mm (仕上げ幅220mm、ガゼット幅130mm)、取手幅40mm、加工幅110mm、厚さ0.020mm以上  縦600mm、横460mm (仕上げ幅320mm、ガゼット幅140mm)、取手幅60mm、加工幅130mm、厚さ0.025mm以上  縦700mm、横500mm (仕上げ幅350mm、ガゼット幅150mm)、取手幅70mm、加工幅150mm、厚さ0.025mm以上  縦800mm、横650mm (仕上げ幅400mm、ガゼット幅250mm)、取手幅80mm、加工幅160mm、厚さ0.025mm以上</p>
<p>引張強度 (日本産業規格Z 1 7 0 2 : 1 9 9 4)</p>	<p>燃やせるごみ用</p>	<p>縦方向 29.4MPa (300kgf/cm<sup>2</sup>) 以上  横方向 19.6MPa (200kgf/cm<sup>2</sup>) 以上</p>

に準拠すること)	燃やせないごみ用	縦方向 16.7MPa (170kgf/cm <sup>2</sup> ) 以上 横方向 11.8MPa (120kgf/cm <sup>2</sup> ) 以上
仕様	燃やせるごみ用 燃やせないごみ用	別図第1のとおり 別図第2のとおり (ペロの中央部に直径15mm以内の円形の穴をあけること)

別表第2 (第2条関係)

項目	規格
袋の色 (燃やせるごみ用、燃やせないごみ用共通)	無色透明
表示色	燃やせるごみ用 緑色 (DIC株式会社DIC-F191と同等色) 燃やせないごみ用 赤色 (DIC株式会社DIC-157と同等色) ※カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないこと
印刷方法 (燃やせるごみ用、燃やせないごみ用共通)	片面印刷

仕 様	燃やせるごみ用 別図第3のとおり 燃やせないごみ用 別図第4のとおり ※指定ごみ袋をミシン目（取出口）から1枚ずつ取り出せる形態とする
-----	---

別図第1 (別表第1 関係)

燃やせるごみ用指定ごみ袋の仕様

承認第〇〇〇号	製造者名
<b>久喜市</b>	
<b>燃やせるごみ袋 指定</b>	
	〇〇ℓ
Burnable Garbage	可燃垃圾
Lixos Inciner á veis	Rác đốt được
Basura Incinerable	Basurang Nasusunog
<ul style="list-style-type: none"><li>● 収集日の朝8時30分までに決められた集積所に出してください。</li><li>● 紙類は分別してリサイクルしてください。</li><li>● 生ごみは水分を切ってから出しましょう。</li><li>● 指定ごみ袋の口を結んで出してください。</li></ul>	
<p>(取扱上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⚠ ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。</li><li>● 突起のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。</li><li>● 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。</li><li>● 摩擦により衣服に色がつく場合がありますのでこすらないようにしてください。</li></ul>	



別図第2 (別表第1 関係)

燃やせないごみ用指定ごみ袋の仕様

承認第〇〇〇号	製造者名
<b>久喜市</b>	
<b>燃やせないごみ 指定袋</b>	
〇〇ℓ	
Non-Burnable Garbage	不可燃垃圾
Lixos Não-Incineráveis	Rác không đốt được
Basura No Incinerable	Basurang Hindi Nasusunog
<ul style="list-style-type: none"><li>● 収集日の朝8時30分までに決められた集積所に出してください。</li><li>● 充電式小型家電、乾電池類、モバイルバッテリー等はいれしないでください。</li><li>● 鋭利な物は新聞紙などに包んで出してください。</li><li>● 指定ごみ袋の口を結んで出してください。</li></ul>	
<p>(取扱上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⚠ ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。</li><li>● 突起のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。</li><li>● 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。</li><li>● 摩擦により衣服に色がつく場合がありますのでこすらないようにしてください。</li></ul>	

別図第3（別表第2関係）

燃やせるごみ用指定ごみ袋の収納袋の仕様

取出口	
承認第〇〇〇号	製造者名
久喜市	
<b>燃やせるごみ指定袋</b>	
	〇〇ℓ
Burnable Garbage	可燃垃圾
Lixos Inciner á veis	Rác đốt được
Basura Incinerable	Basurang Nasusunog
（形状と枚数を表示） 手提げ型 枚入	（家庭用品質表示法に基づく 表示事項を表示）

別図第4（別表第2関係）

燃やせないごみ用指定ごみ袋の収納袋の仕様

取出口	
承認第〇〇〇号	製造者名
久喜市	
燃やせないごみ指定袋	
〇〇ℓ	
Non-Burnable Garbage	不可燃垃圾
Lixos Não-Incineráveis	Rác không đốt được
Basura No Incinerable	Basurang Hindi Nasusunog
（形状と枚数を表示） 手提げ型 枚入	（家庭用品質表示法に基づく 表示事項を表示）

様式第1号（第3条関係）

指定ごみ袋等製造承認申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

法人名

代表者職・氏名

（個人の場合は住所及び氏名）

指定ごみ袋等の製造について承認を受けたいので、久喜市指定ごみ袋の規格等に関する要綱第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定ごみ袋等の内容について（別紙1）
- 2 申請者について（別紙2）
- 3 添付書類等
  - （1） 定款及び履歴事項全部証明書（申請者が個人の場合にあつては、履歴書、住民票の写し及び職務経歴書）
  - （2） 流通経路及び販売（予定）店一覧表
  - （3） 指定ごみ袋の寸法及び引張強度について第三者機関が検査し発行した検査結果報告書
  - （4） 製造しようとする指定ごみ袋等の見本品
  - （5） 指定ごみ袋等に使用する印刷塗料の成分を記録した書類
  - （6） その他市長が必要と認める書類

別紙1

1 指定ごみ袋等の内容について

(1) 燃やせるごみ用

指定ごみ袋	容 量	10リットル	20リットル	30リットル	45リットル
	材 質				
	バイオプラスチック等の配合の有無				
	表 示 色				
収 納 袋	表 示 色				

(2) 燃やせないごみ用

指定ごみ袋	容 量	10リットル	20リットル	30リットル	45リットル
	材 質				
	バイオプラスチック等の配合の有無				
	表 示 色				
収 納 袋	表 示 色				

別紙2

2 申請者について

<p>■本社所在地</p> <p>所在地 〒</p> <p>電話番号</p>																							
<p>■業種</p> <p>1 製造業</p> <p>2 製袋業</p> <p>3 その他 ( )</p>		<p>■資本金 (円)</p>	<p>■従業員数 (人)</p>																				
<p>■連絡先</p> <p>所在地 〒</p> <p>部署名</p> <p>担当者名</p> <p>電話番号</p>																							
<p>■指定ごみ袋の年間生産 (予定) 数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">燃やせるごみ用</th> <th colspan="2">燃やせないごみ用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10リットル</td> <td>枚</td> <td>10リットル</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>20リットル</td> <td>枚</td> <td>20リットル</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>30リットル</td> <td>枚</td> <td>30リットル</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>45リットル</td> <td>枚</td> <td>45リットル</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table>				燃やせるごみ用		燃やせないごみ用		10リットル	枚	10リットル	枚	20リットル	枚	20リットル	枚	30リットル	枚	30リットル	枚	45リットル	枚	45リットル	枚
燃やせるごみ用		燃やせないごみ用																					
10リットル	枚	10リットル	枚																				
20リットル	枚	20リットル	枚																				
30リットル	枚	30リットル	枚																				
45リットル	枚	45リットル	枚																				
<p>■指定ごみ袋等の主たる製造場所</p> <p>工場名</p> <p>所在地</p> <p>電話番号</p>																							
<p>■指定ごみ袋等について小売店に配送を行う事業者</p> <p>会社名</p> <p>所在地</p> <p>電話番号</p>																							

様式第2号（第4条関係）

指定ごみ袋等製造承認（不承認）決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました指定ごみ袋等の製造承認申請については、下記のとおり決定しましたので、久喜市指定ごみ袋の規格等に関する要綱第4条第2項の規定により、通知します。

記

1 承認の場合

- (1) 承認番号 久喜市承認第 号  
(2) 承認年月日 年 月 日  
(3) 有効期限 年 月 日  
(4) 承認する規格

区 分	容 量
燃やせるごみ用	<input type="checkbox"/> 10リットル <input type="checkbox"/> 20リットル <input type="checkbox"/> 30リットル <input type="checkbox"/> 45リットル
燃やせないごみ用	<input type="checkbox"/> 10リットル <input type="checkbox"/> 20リットル <input type="checkbox"/> 30リットル <input type="checkbox"/> 45リットル

- (5) その他 製造承認した指定ごみ袋等以外を久喜市指定のものとして製造、販売したときは、承認を取り消すことがあります。

2 不承認の場合

不承認の理由

様式第3号（第5条関係）

指定ごみ袋等製造変更承認申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

法人名

代表者職・氏名

（個人の場合は住所及び氏名）

年 月 日付けで承認を受けた指定ごみ袋等の製造について、下記のとおり承認された内容について変更したいので、久喜市指定ごみ袋の規格等に関する要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 久喜市承認第 号
- 2 変更内容 (1) 指定ごみ袋等の内容について（別紙1）  
(2) 申請者について（別紙2）
- 3 変更理由



別紙1

1 指定ごみ袋等の内容について（変更後）

(1) 燃やせるごみ用

指定ごみ袋	容 量	10リットル	20リットル	30リットル	45リットル
	材 質				
	バイオプラスチック等の配合の有無				
	表 示 色				
収 納 袋	表 示 色				

(2) 燃やせないごみ用

指定ごみ袋	容 量	10リットル	20リットル	30リットル	45リットル
	材 質				
	バイオプラスチック等の配合の有無				
	表 示 色				
収 納 袋	表 示 色				

別紙2

2 申請者について (変更後)

<p>■本社所在地</p> <p>所在地 〒</p> <p>電話番号</p>																							
<p>■業種</p> <p>1 製造業</p> <p>2 製袋業</p> <p>3 その他 ( )</p>		<p>■資本金 (円)</p>	<p>■従業員数 (人)</p>																				
<p>■連絡先</p> <p>所在地 〒</p> <p>部署名</p> <p>担当者名</p> <p>電話番号</p>																							
<p>■指定ごみ袋の年間生産 (予定) 数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">燃やせるごみ用</th> <th colspan="2">燃やせないごみ用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10リットル</td> <td>枚</td> <td>10リットル</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>20リットル</td> <td>枚</td> <td>20リットル</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>30リットル</td> <td>枚</td> <td>30リットル</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>45リットル</td> <td>枚</td> <td>45リットル</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table>				燃やせるごみ用		燃やせないごみ用		10リットル	枚	10リットル	枚	20リットル	枚	20リットル	枚	30リットル	枚	30リットル	枚	45リットル	枚	45リットル	枚
燃やせるごみ用		燃やせないごみ用																					
10リットル	枚	10リットル	枚																				
20リットル	枚	20リットル	枚																				
30リットル	枚	30リットル	枚																				
45リットル	枚	45リットル	枚																				
<p>■指定ごみ袋等の主たる製造場所</p> <p>工場名</p> <p>所在地</p> <p>電話番号</p>																							
<p>■指定ごみ袋等について小売店に配送を行う事業者</p> <p>会社名</p> <p>所在地</p> <p>電話番号</p>																							

様式第4号（第5条関係）

指定ごみ袋等製造変更承認（不承認）決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました指定ごみ袋等の製造の変更承認申請については、久喜市指定ごみ袋の規格等に関する要綱第5条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 承認の場合

- (1) 承認番号 久喜市承認第 号  
(2) 変更承認年月日 年 月 日  
(3) 有効期限 年 月 日  
(4) 変更承認する規格

区 分	容 量
燃やせるごみ用	<input type="checkbox"/> 10リットル <input type="checkbox"/> 20リットル <input type="checkbox"/> 30リットル <input type="checkbox"/> 45リットル
燃やせないごみ用	<input type="checkbox"/> 10リットル <input type="checkbox"/> 20リットル <input type="checkbox"/> 30リットル <input type="checkbox"/> 45リットル

- (5) 変更承認内容

2 不承認の場合

不承認の理由

様式第5号（第8条関係）

指定ごみ袋等製造承認取消通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで通知した指定ごみ袋等の製造承認について、下記のとおり取り消したので、久喜市指定ごみ袋の規格等に関する要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 取り消す製造承認

- (1) 承認番号 久喜市承認第 号  
(2) 承認（変更承認）年月日 年 月 日

2 取消年月日 年 月 日

3 取消理由

様式第6号（第9条関係）

指定ごみ袋等製造中止届出書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

法人名

代表者職・氏名

（個人の場合は住所及び氏名）

年 月 日付けで製造承認を受けた指定ごみ袋等について、下記のとおり製造を中止したいので、久喜市指定ごみ袋の規格等に関する要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 製造を中止する指定ごみ袋等
  - (1) 承認番号 久喜市承認第 号
  - (2) 承認（変更承認）年月日 年 月 日
- 2 製造中止（予定）年月日 年 月 日
- 3 中止理由